

報告第 16 号

三次市地域クラブ推進協議会設置要綱の制定について

三次市地域クラブ推進協議会設置要綱を制定したため、別紙のとおり報告します。

令和 8 年 1 月 22 日

三次市教育委員会教育長　迫　田　隆　範

## 三次市教育委員会告示第3号

三次市地域クラブ推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和8年1月14日

三次市教育委員会

教育長　迫　田　隆　範

### 三次市地域クラブ推進協議会設置要綱

#### (設置)

第1条　市は、部活動の地域展開を通じて、全ての子どもが希望するスポーツ・文化芸術活動等に親しみ、楽しむことができる環境づくりを推進するため、三次市地域クラブ推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条　推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域クラブの設立に関すること。
- (2) 持続可能な地域クラブ活動の環境整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的達成のために必要と認める事項に関すること。

#### (組織)

第3条　推進協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) スポーツ団体を代表する者

- (2) 文化芸術団体を代表する者
  - (3) 地域団体を代表する者
  - (4) 保護者を代表する者
  - (5) 学校関係者
  - (6) 学識経験者
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求める、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 推進協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、会長が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報を扱うとき。
- (2) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を扱うとき。
- (3) 公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) その他、公開に適さないと会長が認めるとき。

(資料及び会議録の公開)

第8条 推進協議会の資料及び会議録は、原則として公開とする。ただし、会長が前条各号に掲げる情報等が含まれると認めるときは、その一部又は全部を非公開とすることができます。

(専門部会)

第9条 推進協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(事務局)

第10条 推進協議会に関する事務局は、教育部学校教育課に置く。

2 事務局は、推進協議会の庶務を処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、推進協議会の運営に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月14日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。